

検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第24回会合議事録

平成31年3月4日（月）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関するワーキンググループ第24回会合 議事録

1. 日 時：平成31年3月4日（月）15:00～16:12

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

山田 知穂	原子力規制部長
金子 修一	原子力規制部検査監督総括課長
平野 雅司	国際室地域連携推進官
古金谷敏之	安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之	安全規制管理官（専門検査担当）
志間 正和	検査監督総括課総括監視指導官
布田 洋史	検査監督総括課検査評価室室長
古作 泰雄	検査監督総括課課長補佐
伊藤 信哉	検査監督総括課課長補佐
高橋 昌行	検査監督総括課課長補佐
佐藤 和子	検査監督総括課課長補佐
笠川 勇介	検査監督総括課検査評価室室長補佐
滝吉 幸嗣	検査監督総括課検査評価室室長補佐
高須 洋司	専門検査部門統括監視指導官
澤田 敦夫	専門検査部門原子力規制制度研究官
渡邊 健一	専門検査部門管理官補佐
尾崎憲太郎	専門検査部門検査技術専門職
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門統括監視指導官
近松 賢吾	核燃料施設等監視部門主任監視指導官
北村 清司	核燃料施設等監視部門主任監視指導官

(2) 事業者

横尾 智之	電気事業連合会	原子力部	部長
河村 篤志	電気事業連合会	原子力部	副部長
宮道 秀樹	電気事業連合会	原子力部	副長
鈴木 智久	電気事業連合会	原子力部	副長
関 真一郎	電気事業連合会	原子力部	副長

藤曲	久元	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部 保安管理グループ	副長
爾見	豊	関西電力株式会社	原子力事業本部	部長
富田	邦裕	日本原燃株式会社	安全・品質本部	部長
益子	裕之	原子燃料工業株式会社	品質・安全管理室	参事
小井	衛	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	次長
曾野	浩樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	技術主席
三橋	偉司	東京都市大学	原子力研究所	所長・原子炉施設管理室長
杉山	亘	近畿大学	原子力研究所	原子炉主任技術者代行者
高宮	幸一	京都大学	複合原子力科学研究所	准教授 中央管理室 副室長
堀	順一	京都大学	複合原子力科学研究所	准教授 研究炉部長

4. 議 事

- (1) 原子力規制検査におけるスクリーニングについて
- (2) 検査ガイド試運用版の見直しについて
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料1-1 検査気付き事項のスクリーニングについて
- 資料1-2 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド試運用版Rev1
- 資料2-1 検査ガイド試運用版の見直しについて
- 資料2-2 各検査ガイド
- 資料3-1 原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイドにおける附属書8について
- 資料3-2 原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド附属書8メンテナンスのリスク評価に関する安全重要度評価ガイド

参考資料1 新検査制度の試運用フェーズ2に係る運用について

<机上参考資料>

- 参考1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

6. 議事録

○山田部長 原子力規制庁原子力規制部長の山田です。

定刻になりましたので、第24回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。

3月に入りまして、4月からの第2フェーズが近づいてきているということで、本日とそれからもう1回、今月中にワーキングを開催させていただいて、第2フェーズに向けての準備のための議論を進めさせていただきたいと思っております。いつものように事業者の皆様方にも御参加をいただいて議論を進めていきたいと思っております。御参加いただきましてありがとうございます。

それでは本日の議題ですけれども、原子力規制検査におけるスクリーニングについてと、検査ガイド試運用版の見直しについてとなっております。早速ですけれども、原子力規制検査におけるスクリーニングについて、資料を用意しておりますので、まず御説明をさせていただきたいと思っております。

○金子課長 原子力規制庁の金子でございます。

いつも御議論に参加をいただきありがとうございます。今日は資料1-1から御説明をさせていただきます。今部長のほうから御紹介あったように、検査気付き事項のスクリーニングについてということで、今スクリーニングガイドの見直しを、今回は大分皆様にできるだけわかりやすく、かつ共通の認識が持てるようなものにするという観点で、修正をしたものをお示ししておりますので、ガイドそのものの案は資料1-2になっておりますが、資料1-1のほうで大体必要なところはカバーをされていると思っておりますので、そちらのほうを用いて御説明をさせていただきます。

試運用のフェーズ1でも、試運用をやる中で何か検査官が気付いた事項、あるいはこれは大丈夫だろうかと懸念を持った事項について、どのようなものがそもそも懸念を持たれるのかという入り口のところから、それをどのように軽微であるとか、それから指摘事項に仕分けをするのかというところが、事業者の皆様にも関心の的であったところ、かつ運用がまだ検査官の間でも十分に浸透しておりませんし、皆様の間で共通認識ができていないということもありますので、少しガイドのほうでも明確にしつつ、それからもちろんフェーズ2の試運用の中でもそれを運用する中で、できるだけ認識が共通なものになっていけるよという努力を続けていきたいというふうに思っております。現時点でまだこれで十分に記述できているということでもないとは思いますが、そういう工夫の過程だと思って受け止めていただければと思っております。

スライドの1ページ目に大きく四つ、①②③④ということで、今回工夫をした点を書いてございます。一つは言葉の使い方がそもそもこれは何を表しているのかとか、この程度というのはどのぐらいのものなのかというのがなかなかわかりにくかったということがありますので、用語の定義をより詳細に、かつわかりやすい言葉でできるだけ書こうという

努力をしております。

それからスクリーニングのフローチャート、これは作業の流れがよくわかるようにということで、少し追加をさせていただきます。

それから軽微事象、いわゆる英語で言うマイナーのところの判断に対するスクリーニングの質問の再整理。基本的に中身は変えてございませんけれども、より作業としてわかりやすいような形に、あるいはその用語の定義との関係もわかりやすい形にしていこうという趣旨でございます。それから事例集の充実について、少し足した部分、あるいは構成を工夫している部分などがありますので、御説明をさせていただきます。

最初にわかりやすくするため、あるいはより趣旨を明確にするための用語の定義であります。2ページ目を御覧ください。

検査の指摘事項、それから検査の気付き事項、それから機能劣化という言葉、それからその次のページにパフォーマンス欠陥についての言葉の説明を添えてございます。これはガイドの中にも明確に、同じ言葉で示してございますけれども、まず検査の指摘事項、要するにカラーコードで言うところの緑以上になるものというものは、どういうものになるのかということでございます。

まず事業者の活動状況の監視（＝検査）と書いてありますけど、検査をやったところという入り口がございます。「原子力安全に関する活動について」と書いてありますけど、この原子力安全、これは広い意味での原子力安全にしているので、セキュリティとかそういうのも入っていますけれども、ほかのものとは関係ないよという意味で、原子力安全とわざわざ添えてございます。原子力安全に関する活動について、その目的が十分に達成されていない。その活動目的というのは必ずあるわけですから、原子力安全に関する活動の目的が十分に達成されておらず、これと十分に達成されていないというのはどういう意味かということ、安全な状態の維持に影響を与えていることであるということ、これは後で出てくるマイナーになる、軽微以上になるか、ならないかというクエンスションの書き方とも連動している形でお示しをさせていただきます。

そういうことがあるかもしれないなというふうに懸念される事項というのが気付き事項です。ですから緑以上の検査指摘事項になるような可能性があるかもしれないなということで懸念が行われる、検査官が懸念を持つ事項ということで、検査の気付き事項ですというふうに②のほうで書かせていただきました。

③と次のページの④は対になっているようなものですがけれども、どうしてもパフォーマンスとか、それからプロセス型の検査でないようにしましょうとか、それからパフォーマンス欠陥は何ですかという判断をしましょうというときに、わかりにくくなってごちゃ混ぜになってしまう感じがあるので、あえてこの機能劣化、英語で言うところの Degraded Condition に近いというか、それを意図して書いておりますけれども、を日本語で書き下してございます。

これがまさに原子力安全を維持確保する機能に関わる設備とかシステム、システムと

というのはコンピュータ・システムもあれば、人間が整えたいろいろな手順であるとか、体制であるとか、そういった手続的なものみたいなものを含む、ソフト的なものを全部含むような概念で、とりあえず書いてございます。そういったものの状況が管理値を下回っている。

要するに、実際に例えば事業者の方が原子力安全を維持するためにいろいろな用意をしているものもあれば、活動もあるわけですけれども、そういったものが本来これを下回らないようにしておこうと思ったものを超えて、下回ってしまっている。下回る、上回るというのは、ちょっと上下で数値に逆転はあるかもしれませんが、その範囲を逸脱しているというような状態ということで考えております。それをここで言うとな機能劣化というふうに呼ばせていただいて、通常あるべき姿でない状態になって、状況になってしまっている状態というのを、機能劣化というふうに呼ばせていただいております。

ここで使っている管理値というのは、今お話を申し上げた、通常この範囲に入っていたらいいですねということを設定しているものでありますので、これ念のためですけれども、管理値を外れたからといって、直ちに規制要求を満足していないということになるわけではありませんよということをお書きしてございます。

それから先ほど、もう先に言葉で「システム」というところの御説明で申し上げましたけれども、設備がちゃんと動くようになっているとか、設備の性能が維持されているかということだけではなくて、そもそも運転員の操作が確実に行われるための要員が確保されているかというような、体制みたいな問題であるとか、その手順が明確にされているかという手続、あるいはその準備がちゃんとできているかといったようなものも含むもので。ここは必ずしも全てのことを例示して書いてあるわけではありませんけれども、そういったものも含んだ形で、機能劣化というのをお示ししております。

その機能劣化との関係で、次のページのパフォーマンス欠陥というの、少し考え方が明確になるように記述をしてございます。日本語の言葉の使い方がいいかどうかは、ぜひまた御議論いただければと思いますが、今申し上げた原子力安全を維持確保するための事業者がいろいろやっておられる活動、それが意図したとおりに企図したという言葉、今使っていますけれども、そういう設計、目的みたいなもの、そういうことを企図した活動が、その企図に即してできているかどうかということで、そのパフォーマンスというのを判断したらいいだろう。

企図していない状況であっても、先ほどのDegraded Condition、機能劣化が起きているかどうかというのは、必ずしもわかりません。企図している状況にないだけということなので、その活動自体であったり、それが設備に表れたり、いろいろな体制に表れたりということで、結果的に何かに表れることは十分あり得ますけれども、そのような企図した活動が実施できていない状態というのがパフォーマンス欠陥です。

それは「すなわち」ということで、もともとパフォーマンス欠陥の定義に書いてありましたアメリカで使われている英語の翻訳のもの、事業者が規制要求や自分で設定した基準

を満足することに失敗している状態であって、その失敗は合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったものというのを、もう一度念のためそういう趣旨で書いていますよということを繰り返しております。

先ほどの機能劣化との関係で言うと、そういうものに実際に表れている場合には、その直接な原因となっている事業者の活動の問題点みたいなものを、このパフォーマンス欠陥として位置づけているのですよというふうに説明をしてございます。ですから変更前の、先ほど読んだ「すなわち」以降のところだけだと、なかなか実際にどういうものであるのかというのがわかりにくかったところもありましたので、少し説明を足して、パフォーマンス欠陥の有無の判断というのは、実際どういうふうにされるのかということ、できるだけわかりやすくしようということで、定義をさせていただきました。

次のページは今定義をしました言葉を使いまして、検査の気付き事項、先ほどの懸念、検査指摘事項になるような安全の確保に影響があるようなことが懸念される状況の事項、気付きに対して、今申し上げたパフォーマンス欠陥があるのか、ないのか、それからその程度として、活動目的を達成して安全な状態を維持するということに影響を与えているのか、いないのかということ、軽微と検査指摘事項のメルクマールとして考えていこうということでございます。

このステップ2のところは、従来あるようにマイナーに関する四つのスクリーニング・クエスチョンがありますので、これと同じものを、次の次のページ以降で順番を変えて、また書いてございますので、そこを御参照いただければと思います。

5ページ目に、今申し上げたパフォーマンス欠陥があるか、ないかという最初のスクリーニングの枝分かれのところの判断における留意点というのを幾つか示してございます。先ほどパフォーマンス欠陥の定義で書き直したことを踏まえながら、その事業者が原子力安全を維持確保するために意図している目的や内容といったものをきちんと確認して、その企図に即して実施できているかどうか。要するに意識したものを意識したとおりにできているかどうかというのがとても大事なのですよということです。

先に4番目のポツを読ませていただきますけれども、そのことは必ずしも決められた方法、要するに例えばマニュアルや手順というものがあり、あるいは守らなければいけない procedureがあり、そういったものに、必ずしも一つ一つが即していないかもしれません。

意図というのはある意味目的なので、マニュアル等にした計画、あるいは方法といったようなものではないとしても、そのことが目的としている、例えば規制要求を許容可能な方法で満たすという範囲において、企図した活動が企図に即して実施されているということであれば、それはperformance deficiencyにならないだろう、パフォーマンス欠陥にはならないだろう。あまり形式主義に陥ってパフォーマンス欠陥という言葉どおりに読み過ぎてしまうと、そういうことさえもパフォーマンス欠陥だということにしてしまうので、そこはそうではないのですよということを、念のため4番目のポツで書かせていただいております。

したがって、大事なところは、日本語として言い表されているかどうかという議論はありながら、企図している内容を十分にちゃんと実現できているのかどうかということを中心にみていくということがパフォーマンス欠陥においては大事ですよ。そこがまさに英語で言うところの「performance」という言葉の表しているものの趣旨だろうという趣旨でございます。

2番目のポツは、企図している内容がそもそも規制要求に対して十分になっているかどうかということ、ちゃんとレベルとしては確認しなきゃいけませんね。これが不十分であるのに企図したとおりだからいいですねということには、もちろんなりませんということとであります。

それから3番目は、予測でき、防止できるものであったか、あるいは防止すべきものであったかということが、いわゆるこれまでの経験や知見、あるいは水平展開的なこと、それから運転経験に基づくいろいろな知見というものが反映されているかどうかと、こういったことについてもきちんと考えていかなきゃいけませんねというようなことを書いてございます。ここはもう少し留意点が追加される必要があるかもしれませんが、とりあえずこんなところで明確化していったらどうかという案でございます。

スライドの6ページ目にいっていただきまして、軽微事象の判断に関する四つの質問、このページは従来ガイドに書いていたもの、そのものでございます。(1)(2)(3)(4)と並べてございます。

特に(4)、この部分が米国のNRCの実績でもマイナーの判断をするときに一番多く使われているということであり、先ほどパフォーマンス欠陥であるとか、検査の指摘事項の判断のところでお話をした定義に用いた言葉との関係でも、安全の確保に悪影響を及ぼしているかどうかというようなことで、一番顕著に表されているところなので、これを順番としては最初のクエスチョンにしておくことが適当であろうということ、7ページ目の形に並べかえております。中身は変えてございません。

したがって(4)だったところが(1)になりまして、パフォーマンス欠陥は先ほど見ていただいたようなことを留意しながら、パフォーマンス欠陥があるか、ないかということを考えるのですけれども、結果的にそれが監視領域の目的、これは安全確保のそれぞれの要素になりますけれども、そこに悪影響を及ぼしているのかどうか、あるいは将来そういった重大な事象につながる可能性があるのかどうか、あるいはそのままにしておく安全上重要な問題をもたらす可能性があるのかどうか、それからPIに関して閾値を超えるようなものになるか。

いずれにしても安全上の影響が顕在化する可能性があるか、あるいはもちろんしているか、それから先ほどのコーナーストーンの監視領域の目的に悪影響を及ぼしているかどうか、こういったところで判断をしていくということ、内容は変えずに、先ほどの定義との関係で少し並びかえをしてみましたということとでございます。

ここまでが少し概念的な説明であり、理解の整理であり、我々が気付き事項から指摘事

項に検査官が判断をしていくまでの物の考え方を、できるだけ皆様とも共有しながらやっ
ていこうというための明確化、あるいは工夫ということになります。その判断のいろいろ
な個別の材料になるものとしての事例集というのが、これまでもガイドにつけてございま
した。

これまでの事例集はNRCのスクリーニングガイドにあったものを、基本的には事例とし
て訳して、それを日本の基準に少し照らしてどういうふうに表現したらいいかというのを
若干直したものだということでもやってまいりましたけれども、すみません、この部分は具
体的にこのスライドの中にないので、別の資料の資料1-2をちょっと御覧いただきまして、
資料1-2の10ページというところがございます。

これはスクリーニングガイドの試運用版そのものの中に、添付2という形で後ろにくっ
ついている資料ですけれども、軽微事例集となっています。もとのガイドは実はこのペ
ージの3ページ後ろの13ページから事例集というのは始まっておりましたけれども、それ
ぞれの事例のカテゴリ別に、一般的にどういう考え方でこの軽微、軽微でないというもの
が判断をされるのであろうかということ、定性的ではありますがありますけれども、こうい
うものに該当するものは軽微だと扱えるよ、あるいはそうでないというふうに判断するよ
ということをお示ししたものです。

これは以前からのワーキンググループの議論でも、電事連のほうからも少しカテゴリ
分けをして、そういう判断に使えるような横断的などいいたししょうか、いろんな事例に
使えるような設定の仕方ができないだろうかという御提案をいただいておりますので、そ
れを今の事例集のカテゴリに沿ってつくってみると、こんな形になるのではないかとい
うことで、事務局のほうで用意をさせていただいたものです。

したがって、10ページの真ん中辺りから1.が始まっていますけれども、事例集にある
区分に従って、記録の保持に関する事項であれば、こういうポツに当てはまるようなもの
は軽微と判断することができるのではないかというようなことを書いてあります。ただこ
れは必ずしもここに当てはまっていれば全部軽微ということでもなくて、具体的に判断を
する事案に接しないといけないので、いろいろな考慮事項というものを、例えば最初の注
意事項であるところとか、それから1.の中にも繰り返しとか、多数量の問題とか共通要因
事象みたいなものがあるか、ないかみたいなものも考慮しますよというようなことを、全
ての項目にそういう念書きを入れてございます。

これも今10、11、12ページでお示しをしておりますけれども、さらにより共通の認識
が得られるものについては追加をしていくとかいうようなことが考えられますので、今後
の御議論でまた開発をしていければいいかなというふうに思っております。これが事例
集の中での一般的な物の考え方。

それから13ページ以降は、基本的に大きく変えてございませぬけれども、今後過去の
事例であるとか、過去の日本の例えば保安規定の違反で取り上げたような事例であるとか、
そういったものを少し追加できるようにして、もう少し充実をしていければと思っており

まして、今回のバージョンではまだそこまで作業が追いついていませんけれども、今はまだアメリカのガイドにあった事例がそのまま載っかっているという形になっていますが、これから試運用の中で出てくるものも入れられるかもしれませんし、過去事例について分析が進んだものを、こういうところに事例として入れていくという努力もしていきたいというふうに思っています。

というのをちょっと見ていただいた上で、先ほどの1-1の資料の最後のページのほうに戻っていただきまして、今後の作業も含めてどんなふうに進めていこうかということがスライドにまとめさせていただいた内容でございます。

8ページのスライド6.ですけれども、一番上の黒ボツに、今回の改訂版、今見ていただいたものです。事例の項目分類ごとに定性的な判断の要素について記述を追加いたしましたということ。それから今後これを充実すべく、継続的に検討をしていきたいと思っております。これは核燃料施設等についても必要なものがあるかと思しますので、対象の範囲もそうですし、事例の厚さという意味でも追加をしていければと思います。

それから後ろのほうの表の形で出ておりました事例集の個別具体的な事例です。これについては検討を継続して、我が国の実情に合うように精査をしていくということ。それから試運用中に取り扱った事案とか、過去の事案などの追加をしていくというようなことで改訂を進めたいと考えている。先ほど申し上げたとおりでございます。

それから最後のボツは、こういった記述を工夫することで、できるだけ皆様と認識を共有するということはもちろんなのですが、一方でやはり人が判断をすることでありますから、できる限り人と人との間でのばらつきが生じないような工夫もしていければということで、例えば当面の間はできる限り均一な判定ができるように、複数の検査官が意見交換を行うというような取組も、判断に迷うような場合は必要に応じてパネル形式みたいなもので何人かの検査官が知恵を寄せて、こんな感じじゃないかということをお相談して、最後は実際に気付き事項、あるいは指摘事項の候補になるようなものを持っている検査官が判断するというところでしようけれども、その判断の参考として質をそろえていくような取組も、これは試運用中、あるいは一年ちょっと後の本格運用後も運用することがあり得ると思っておりますけれども、そんなことを考えていければというふうに思っているということでございます。

試運用のフェーズ2に向けてとりあえずの考え方、あるいは明確化の工夫といったようなもので考えていることを御説明させていただきましたので、また具体的な対応についての御意見であるとか、この内容についてのコメントがありましたら頂戴できればと思っております。

議題1については、以上です。

○山田部長 それでは何か御発言があれば、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

わかりやすくなって、大分中身がわかるようになってありがとうございます。

6ページ、7ページのところも、軽微事象の判断基準、これアメリカのものをわかりやすくして、内容を変えないという御趣旨で、趣旨、それでいいと思います。1か所、変更前、6ページの(1)が7ページの(2)になっているのですが、趣旨を変えないということからいいますと、ちょっと気になるところがありまして、もともと6ページの(1)を見ますと、重要な事象の前兆とみなせるものは、それはマイナーじゃないですよ。これはわかるのです。変更後の(2)を見ますと、ちょっと言葉は違いますが、重要な事象につながる可能性があるかを書いてあって、恐らく前兆というのはプレカーソルという英語が使われていたと思うのですが、要は何か発生して見てらわかりますよと、これ起こる前兆がありますという状態です。可能性というのは全く見たものがなくても、起こるかもしれないものは可能性があるという、恐らく日本語では言うのだと思います。言葉を変えないほうがよいかなと私は思います。

というのが、ここが一つ目で、もう1個同じところで7ページの(2)、同じなのですが、そういう重大な事象につながる可能性のある例として、事故等の防止の機能が一部喪失するという事例を、ここに補足されているのですが、事故等の防止の機能は非常に多重性、多様性がある、一部というのがほとんど安全上影響のないものであることはあると思います。期待されていないけど使えるものというのもあります。なので、事例としてはあまり適切ではないのかなという気がします。それ2点。もしももとの考え方を変えないということであれば、その2点が少し気になります。

○金子課長 御指摘ありがとうございます。

趣旨は別に変えないということではありますが、あとそもそもの日本語訳は正しいかどうかということも、もともとあるのですけれども、おっしゃったことはよくわかりますので、もともとの英語の趣旨が変わらないようにしていくということは、我々としても気をつけていきたいと思います。

それから事例のところも、そもそもこの事例がいいかどうかは別なのですが、安全上今重大な事象と書いてありますが、安全上重要な事象の、今安全上と書いていませんけど、元のやつは「重要な事象の前兆」と書いてあるところが、何を言ったらわかりやすくなるかというのは、ぜひ検討していきたいと思いますので、おっしゃるように事故等の防止の機能は、いろいろなものが入っているので、どういうものを取り上げるのがいいのかというのはありますけれども、あまり特定のものを切り出し過ぎると、レベル感が物すごく特定のレベルのすそ切りに左右されることになる可能性があるのです。そこら辺はまた気をつけながら、少し言葉の表現については考えていければと思います。別にこれで完璧に言い表されていると我々も申し上げるつもりはないので、たまたま御提案などあれば、いただければと思います。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会の横尾でございます。

御説明どうもありがとうございます。

冒頭金子さんのほうがお話しされたとおり、フェーズ1が終盤に差しかかって、これからフェーズ2に向かうということでございますが、このフェーズ1振り返りますと、やはり発電所の一人一人、検査官も含めてですけども、共通の認識を持つというところはなかなか難しいなという気がしています。

あと、これまでの制度から変わるということで、マインドを変えるということもなかなか難しいなというところを、このフェーズ1でひしひしと感じたところがございますが、そういう意味で用語の定義を今回明確にさせていただいて、わかりやすくなったなということを見させていただいた次第ですけども、その中で2ページの用語の定義の①のところの冒頭の原子力安全というところは、三つの戦略的エリアの原子炉安全、放射線安全、あとセキュリティと、そういうところ全部含まれていますというお話しいただいたんですけど、その次の目的というところですけど、これは私の認識では、先ほど御説明いただいた資料1-2にあるコーナーストーンといいますか、監視領域ごとの目的と、監視領域ごとに何を目的にここをしっかりと見ていくんだというところが書かれているので、その目的が十分に達成されておらずというふうに読みましたけども、そういう認識でよろしいですか。

○金子課長　そもそも原子力安全が先ほどのコーナーストーンの範囲と基本的には一致しているという認識でおりますので、その意味では目的が十分に達成されていないというのは、先ほど軽微とそうでないところの、クエスチョンの書き方のところでも申し上げましたけれども、コーナーストーンの全体の範囲という意味で結構だと思いますけれども、
○横尾電事連原子力部部長　どうもありがとうございます。

そういう意味合いであれば、その目的というところを監視領域の目的がというような記載されたほうが理解が進むかなという気がしたので、御検討いただければというふうに考えた次第です。よろしくをお願いします。

○金子課長　ではコメントを踏まえてまた言葉の使い方であるとか、そもそも原子力安全の範囲をきちんと明確にしたほうが、もしかするといいのかもしれないので、そこについてはちょっと検討させていただきます。

○藤曲東京電力（株）原子力運営管理部保安全管理グループ副長　東京電力ホールディングスの藤曲と申します。

意見といいますか、お願いになるかと思っておりますけども、資料1-2の事例集のガイドのほうです。スクリーニングガイドのほうの10ページ、通しで言うところの20ページに当たりますが、先ほど少し触れていただきました添付2の軽微事例集、こちらのほうで今回軽微となるものはこんなものですよというような、定義を定めていただいております。各項目にただし書きで、こういったものは軽微でないとしますよということで、類似の繰り返しとか多数回、多数量の問題、共通要因事象などということで、各項目に記載していただいているのですが、ここの解釈ですが、何でもかんでも回数が増えているものは軽微でないというふうにするわけではなくて、ポイントとしましては四つの質問にありますとおり、一番重要なのは安全上重大な事象につながる可能性があるかどうかというところがポイン

トになるかと思えます。

そこを踏まえて、ここの記載を工夫といいますか、見直しをしていただけないかなど。場合によっては事例みたいなものが、どんなものが何回あるかというのは記載はさすがにできないかと思うのですが、そういった工夫をしていただけないかなというのが一つあります。

というのは、例えば当社で言うところの、今現場のほうで上位者が部下の作業をやっているところに赴いて観察して、作業上の不備とか手順上の不備があった場合は、それはもうどんどんCAPのほうに上げるように活動が今進んでいるところでございます。数だけのことを上げさせられてしまうと、そういった活動の中で上げるのをちゅうちょするようなものが出てくると、そこが嫌だなというところがございまして、ここの記載を工夫していただければと思えます。

あともう一つは軽微の事例集は昨年から電事連を通して、規制庁と一緒に検討させていただいておりますので、今後も継続して一緒に協議、検討させていただければと思えます。よろしく申し上げます。

○金子課長 コメントありがとうございます。

趣旨は多分同じことを申し上げるのだと思えますけど、ただし書きに書いた部分は例えば類似のことが繰り返したら、必ず軽微にきなさいと、もちろん書いてあるわけではありません。

一方で、例えば定性的にこういうものであっても、同じようなところで繰り返し起きているのであれば、その影響はちゃんと考えなきゃいけませんよということだと思えますので、この日本語の書き方が必ずしもそういうふうに読めるようになっていないという御指摘もあろうかと思えますので、書きぶりについては検討したいと思えますけれども、一方で繰り返しのものはとられると思われる、出さないという姿勢になってしまうこともある意味問題なので、そこら辺は双方でちゃんと工夫をしてやらないといけないと思えますから、もちろん変に萎縮効果を持つような書き方は我々もするつもりはありませんけれども、ぜひその趣旨を理解していただいた上で、それぞれの事業者の中の取組はきちんと取り上げるべきもの、あるいは声に出すべきものは声に出して、改善措置活動の中で拾っていくというのがうまく進むようにしていきたいと思えます。我々もそれが円滑になるようにしたいと思えますので、また具体的な書き方については御相談させてください。事例の追加、開発についてはもう御指摘のとおりですので、引き続きよろしく願いいたします。

○藤曲東京電力保安全管理グループ副長 よろしく申し上げます。

○山田部長 ほか、いかがでしょうか。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

今の点で事業者側のCAP活動のあり方といったところで、これまでも何度かお話をさせていただいておりますけれども、基本的にはマイナーになるような事案ですとか、あるいは

緑の評価をするといったところについては、事業者の改善によって対応できるだろうと
思っているところであるからこそ、そういう取り扱いをするということですので、その点は
先ほどCAPで上げにくくなるかもというような話がありましたが、そういうことだとか
いう繰り返しが起きてしまうというようなことでの懸念があって、マイナーにしづらいと
いうことを頭に置いて、この記載があるところですので、双方の問題があってということ
だというのを御認識いただいて、運用を考えていただければと。

基本的には金子が言ったとおりなのではございますけども、少し補足させていただきます
ました。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

CAPのあるべき姿というのは、不適合をふるいにかけて見つけるとか、そういうのでは
なく、いろんな活動の中からCAPを通して改善できる、原子力安全につながる素材を抽出
するというふうに考えておりますので、そういったマインドチェンジのほうを現場に調整
できればなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会、横尾でございます。

今お話しいただいたことは全くそのとおりでございます、この制度をしっかりと成立さ
せていくためには我々事業者が自ら現場、普段の活動の気付き、これをしっかりと自ら見
つけ出して、それを常に改善していくというところが肝だと思っておりますので、そこはし
っかりやっていくということでございます。

先ほど本末転倒になるようなお話ありましたが、そういうことにならないように、記
載がどうのこうのという問題ではなくて、そういうことは全く度外視というか、考えずに、
自ら気付いたものは入れていくのだというところをしっかりと伝えていきたいというふう
に思っていますので、今後ともよろしく願います。

○山田部長 よろしいでしょうか。

それでは次の議題ということで、検査ガイド試運用版の見直しについて、こちらもち
ちらから御説明させていただきたいと思えます。

○金子課長 それでは議題2、資料2-1でございますけれども、検査ガイドの見直しにつ
いてということでお話をさせていただきます。

今日は実は資料2-2のほうに、今回4月以降の試運用フェーズ2で使うことになると考
えている第2版といたしましょうか、試運用フェーズ2版のガイドの一部をお示しさせてい
ただいております。

その部分には、これから御説明するいろいろな修正の考え方が反映をされております
が、今日お示ししていない、まだ逆に言うと間に合っていない部分もたくさんございま
して、その部分についても御説明のガイドの見直しの方針の中では触れますけれども、ま
だそれが反映されたガイドがついていないものもありますので、その点を御認識の上で御
説明を聞いておいていただければというふうに思っております。

資料2-1のほうのスライドの1ページを御覧ください。試運用のフェーズ1で検査ガイド

に係る課題として、どういうものが抽出をされているかということを経験的にリストアップしております。

これはもうよく皆様御承知のとおりなので、簡単にだけ。検査ガイドの中で、とにかく重複があるとか、一連の流れで実施される活動が、検査ガイドが細切れになっていることになって、かえって不効率になるケースもあると、検査の重複、それから活動に対する検査をどう効率的にするかという観点から、ガイドをどう構成するかという問題がありますねということが一つ。

それから日常検査とチーム検査の精査を、仕分けをきちんとして明確にしていきたいと思います。より規制事務所で日々の検査の中で確認していたほうがいいことは、日常検査。それから専門的な一つの視点をとって、ある一定の期間に一定のまとまった検査をやったほうがいいものについてはチーム検査という形でやってまいりましょうというようなこと。

それからサンプル数については、今までのガイドでは必ずしも十分お示しできておりませんが、フェーズ1での作業の実績から、大体これ一つの検査をやると、あるいはこの検査ガイドで1サンプルやると大体これぐらい時間と人のリソースがかかるなということが見えてきた部分がございますので、それに応じてサンプル数を設定する。それでそのサンプル数を念頭に置きながら、フェーズ2でどれぐらい実際に試運用の対象をやったかということ、それぞれの施設ごとに設定をするようなことを考えながら、検査ガイドの中のサンプル数についても、少し適正化を図るというようなことを考えてございます。

それからその他ということで、そもそもパフォーマンスベースの検査ではあるのですが、最初からプロセス検査を求めているような記述に、まだなってしまうようなものもありますねという御指摘もありましたし、それからクリアランスであるとか、廃棄物の製作であるとか、法定の確認行為で確認をすることと、検査の中身で確認をすることというのが、どっちが何をやってどういうふうに最終的な法定確認行為につなげていくのかというようなことも不明確でしたので、そういうところも検査の中ではこういうことを見ていって、記録をつけていきます。その記録の内容を将来的な法定確認の中でも活用していきますよというようなことを整理して、記述をしていこうということでございます。

それから検査ガイドごとに構成とか記載ぶり、それから言葉もそうなのですが、検査ガイドをつくったものの、それぞれの間でのばらばらさがまだ残っているところがあったので、そういうところもできるだけ統一あるいは均一化していこうというような努力をしなければいけないということ。それから米国のものをそのまま翻訳をしたような中身の部分もあるものですから、必ずしも日本の規制体系に合わないとか、うまく表現できていないというような部分もありましたというようなことが、総じて見ると細かなものも含めて、課題として見えてきていたことでございます。

次のページが重複の関係で特に大きな点で、もともとそういうことがあるということは理解をしながら、試運用のフェーズ1に入ったわけですが、2ページ目にあるのが以

前からお示し、大体大まかにですけれども、こんな関係性の位置づけにあるのではないかと、特にこの設計管理あるいは施設管理の領域においては、なかなかどれをどこに記述していったらいいかねというところが悩みどころでありました。とりあえずこの赤い字で書いてあるところは、全部検査ガイドとして持っていたわけですが、それぞれの関係を精査しまして、どんな形にしていったらいいかということを考えてきたということでございます。

具体的な方向性として、3ページに言葉で書いてありますけれども、多分絵で見ていただいたほうがわかりやすいと思いますので、4ページ目の、先ほど見ていただいたそれぞれのガイドが大体どの領域に当てはまっているかという、この絵で図示したものを御覧いただければと思います。

先ほどの赤い字で書いたあったものは、全部黒字も含めて書いてありますけれども、これぐらいのまとまりにすると検査の作業という点と、それからもともとその検査ガイドが持っていた、例えばもともとNRCのIPが持っていた趣旨をきちんと含み込んだ形でまとめることができるのではないかなということでお示しをしているものが、この4ページの絵の、赤い字で書いてあるガイドに集約をしていったらどうだろうかということです。もともと書いてあることを消す意図は全くありませんので、まとめ方の差だというふうに御覧いただければというふうに思っております。

順番に申し上げていくと、法定で検査をしなければいけないということになっている使用前事業者検査や定期事業者検査に対する検査というところは、法律の要求に基づいて検査の項目としてガイドをつくっていかねなければならないだろう。それから重なる比較的小さいもの、あるいは特別な作業として切り出されているようなものであるところの、例えばヒートシンク性能とか、供用期間中検査、こういったものについては、もとの米国のIPをそのまま使うような形でも十分やっていけるだろうというようなところが、上のほうに書いてある赤い字の部分でございます。

それからそれ以外の黒字が、真ん中から左下にかけて少し多くなっていますけれども、大きく、くくっている左の四角の設計管理というところに、設計適合性確認、このチーム検査を主体とした設計適合性確認の検査みたいなものとか、変更、試験等の評価の部分、これはそのまま含み込む。それから設備の状態変更による影響評価のうち、この設計管理の作業の中で扱える部分みたいなものを、一つのガイドの中で考えてはどうだろうかというようなこと。

それからメンテナンスに関しましては、メンテナンスのリスク評価についてと、メンテナンス有効性を評価する部分というのを、一つの大きなまとまりで、右下の実線の四角になって赤い字が書いてありますけれども、単一のガイドを設定する。それ以外のところをちょっと仮称にしていますけど、「作業管理」はすごく大ざっぱな名前なのですけれども、もともと施工管理と保全管理と書いてあった部分の大きな四角の枠に対応するものから、赤い字を抜いてあるもので、含み込むものについては設計適合性確認の後ろの段階の部分

とか、メンテナンスのリスク評価、メンテナンス後試験の全体、それから設備の状態変更による影響評価の施工管理以降の作業工程になっているみたいなものを、この作業管理という中で明確に中に含み込んでいくというような体系にしてはどうだろうかというのが1案でございます。ここが施設管理の全体のガイドの体系の中での一つの解法の案ということで、御議論をいただければと思っている点でございます。

それから次のページからがちょっと別の視点でございまして、以前のワーキンググループで年末ぐらいまでをやった結果として、こういう論点がありますねということで、ガイドについての検討事項あるいは論点としてお示ししたものでありますけれども、統合してもいいのではないかなというような論点がありました運転管理のもの二つ、それから防災や非常時対応、これは視点に応じて四つぐらいありますか。というものについては検査の視点と、それから作業そのものというのは、必ずしも全体をまとめると効率的になるものでもないということもありまして、従来のままそれぞれを独立しておいたほうがいいのかというような案にしております。

それから3番目の放射線管理につきましては、固体廃棄物の管理はかなりまとまった作業で独立をしているのでそれでいいのですけれども、気体の放射性廃棄物、それから液体の放射性廃棄物の管理というのは、管理手法あるいは管理をしている部署や実際の作業、そういったものについても類似や共通のものが多いので、検査の効率性とか作業の一体性みたいなことから、統合を考えたらいいのではないかなというふうにしております。

それから(4)は旧横断と書いてあったカテゴリのところですけども、そこには三つの検査ガイドを設定しておりましたけれども、ここはもともと米国のところと言うところのPI&Rに対応するものを入れていくというコンセプトでつくってききましたので、日本ではPI&Rという言葉が必ずしも作業の体系として構成されているわけではありませんけれども、品質マネジメントシステムの運用の一環として、全体のものがあるということなので、いつ、どこで検査をするかということは、そのガイドの中できちんと特定をしないといけませんけれども、ガイド自体は一本化するほうがよろしいのではないかなということでございます。

それから最後は核燃料施設等に係る検査ガイドであります。まだ試運用の実績の蓄積が必ずしも十分でない施設もありますし、検査を試してみたガイドの範囲も、いろいろな施設があることとの関係では十分でないということもありますので、フェーズ2の前半の3カ月をもう少しやってみてから、実際のどこまで何を実用炉との関係で適用するのかとか、どういうガイドを独立して立てたほうがいいのかどうかというようなことについても、フェーズ2の後半で検証を行えるように検査ガイドを整理していくというような考え方で、少し作業を後ろに倒させていただいて、検討していくようにしていければというふうに思っております。

それから6ページ目、次のページに参りますけども、先ほどの検査ガイドの重複以外の論点についてでございます。日常検査とチーム検査の精査の部分につきましては、設備の

系統構成について、チーム検査を主体としている部分が多かったのですが、日々の監視の中で規制事務所の検査官が行うほうが適切な項目が多いということで、日常検査にするような形にしてございます。それから定期事業者検査については、まとめてチーム検査的にやる部分と、それから日常検査の一部として行う部分、これは要するに定期事業者検査の作業の一環ではあるけれども、日常検査の視点でずっと見ていく一環として見ていったほうがいいものも一部存在するというので、きちんと仕分けを考えていきたいというふうに思っております。

ですから定期事業者検査の全部がどっちかということではありませんけれども、チーム検査としてその期間に集中的にやるものと、日常検査の一環として行えるものというのを少し仕分けしていきたいというふうに思っております。

それからサンプル数についてでございますけれども、もう皆様も御承知のようにフェーズ2では全てのサイトで実施可能な全ての日常検査は行う。要するに私どもで言うと各規制事務所においては、試運用をできるだけ多く実施をして、特定の日に特定のガイドをやるということではなくて、もうちょっと柔軟に日々の検査を行えるようにしていきたいと思っておりますけれども、全てのサイトが同じように検査をやるわけではありませんので、例えば運転をしている発電所、あるいは核燃料施設も含めてですけれども、そういったものと、ずっと停止をしていて要求されている機能に限定のあるようなサイト、それからもう廃止措置段階で、例えば核燃料をやるとか、そういう核燃料物質のリスクも相当下っているようなプラントとの関係では、三つぐらいのカテゴリに分けてサンプル数を設定して、必要なものを見ていく数もめり張りをつけていくというような形にしてはどうかというふうに思っております。

そうしたガイドの中でのサンプル数というのはそのような考え方で設定をしつつ、フェーズ2で実際に試運用の中で運用するもののサンプル数については、まだ検査官が十分に習熟していないので、定常状態よりも時間がかかるということもありますから、そこまで全部フルに求めるということではなくて、若干試運用の中でのサンプル数を少な目に考えるというようなことも含めて、フェーズ2の試運用の中でのサンプル数は別途試運用のサンプル数として設定をしてお示しをするという形にしております。

それから最後、その他の幾つか、こんなところも変えておりますということの事例として御紹介をしておきたいと思っておりますけれども、フェーズ1の試運用の実績でいろいろ事業者などからのコメントもいただいて、ここの意味がわからないとか、記載が十分でないとか、重複している部分とか、整理がうまくできていないというようなことがありましたので、例えばですけれども、7ページにあるように放射線被ばく管理のところについての、力量の効果的な確認の手法みたいなものを、ガイドの中でしっかり明確化していこうとか、ヒートシンク性能の検査については毎年やる検査と、3年ごとにやる検査の確認項目が重複していて、どっちがどっちになるかというのがありますので、基本的にはこれは年次検査に全部一本化をしていくというような方向で考えたほうが整理できるのではないかと

うような形にさせていただきます。

それから8ページ目が、少し見やすくするということも含めまして、検査要件まとめ表というのを検査ガイドの後ろのほうに追加をさせていただきます。例えばですけれども、運転員の能力の検査ガイドの試運用版、「B01070」と書いてありますけど、これの後ろのほうに、中央制御室の運転員の能力については四半期ごとに確認をします。サンプル数1回です。大体3時間ぐらいでやる目途になっています。

もちろんサンプル数は、1は目安ですので、ほかの検査に係るリソースとの関係で、2回できるなら2回やっても構わないわけですけれども、そういうふうに柔軟に運用することを念頭に、どのような検査体制で行うかということも含めて設定をしていきたいと思っております。中央制御室でないシミュレータ訓練に係る運転員の能力については年に1度というような形でチーム検査でやりましょうとか、それから運転責任者の認定に係る試験の適切性みたいなものは、同じようにチーム検査でやりましょうというような形にさせていただきます。

それから表記についての適切性とか明確化、あるいは言葉の使い方の粒ぞろえとか、程度がいろいろな表現になっているやつを、できるだけ同じ程度のものは同じ日本語にそろえていきたいと思いますとかいうこと、それから専門用語についても表しているものと実際に使っている言葉が1対1対応になっていないというようなこともたくさんありましたので、そういった表記上の修正もさせていただいております。そういったものを加えたものが資料2-2に20ぐらい今回検査ガイドがお示ししてあると思えますけれども、なっているものということで御理解をいただいて、またコメントをいただいて、使えるものにdevelopしていければと思っておりますので、また御議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

○山田部長 それでは今御説明させていただいた内容について、コメント、御発言あればお願いをしたいと思います。

○益子原子燃料工業（株）品質・安全管理室参事 原子燃料工業の益子でございます。

5ページのところで核燃料施設等に対するガイドについて書いてございますけども、フェーズ2の後半で検証していくということなのですが、フェーズ1の段階で、もう既に発電所等のガイドを使ってやっていくというので、少し難しいところが出てくるというところがわかっております。特に使用前事業者検査とか定期事業者検査については技術基準だとか、発電所とはかなり異なりますので、同じガイドで見ていくというのは、かなり難しいと考えております。

検討についてはフェーズ2の後半をまたずに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○金子課長 おっしゃったように、既にうまく適用できないということがわかっているものを、フェーズ2の前半で無理やり適用して運用するということはやっても意味がないというふうに思っていますので、そこは工夫をしながらこれまでの経験で得られている範囲

での知見はうまく活用して、どの部分を検証していったらいいかというのは実際に試運用する検査官との間で、また事業者とも認識共有して進めていければと思います。

○山田部長 ほか、いかがでしょうか。

○堀京都大学複合原子力科学研究所准教授 京都大学の堀です。

今の話ともちょっと関連するのですが、核燃料施設等の検査ガイドのところですが、京都大学もちょうどフェーズ2の前半の時期に、施設定期検査とそれから使用前検査が集中しております、ここでフェーズ2の試運用をやっていただくことにはなるのですが、恐らくその中でガイドに対してのいろいろな修正が必要な箇所とかできるので、とりあえずはそこで試運用をやって、その結果を反映させるというイメージを持っているのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○金子課長 はい。既にそもそも発電炉用につくっているガイドのうち、例えば対象がないので空集合になっているところというのは、ガイドに書いてあったところで実施ができるものでもありませんので、そういうことは当然踏まえて試運用やってまいります、そうでない部分については、フェーズ2の前半の今例えば京大で言えば、予定されている作業との関係で実際に運用してみて、その運用の中でどの部分はそのまま対象にできるのか、そうでない記述の変更が必要な部分、あるいは範囲の変更が必要な部分、内容の明確が必要な部分というのを、その経験からぜひ明確化して、フェーズ2の後半に向けて改訂ができればというふうには思っております。

○堀京都大学複合原子力科学研究所准教授 ありがとうございます。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会、横尾でございます。

特にコメントというあれでもないのですが、検査ガイドが統合されるということに対して特に意見はないのですが、本来NRCにおきまして、基本検査で何を見るかというところは、先ほど申し上げたコーナーストーンごと、監視領域ごとにその目的にあわせて何をしっかり見る必要があるかというところを整理されているということでございますので、統合することによって、検査に抜けがないというところは、しっかり見ていく必要があるというところを思っておりますし、統合することによりまして、検査時間ですとかサンプル数がいたずらに増えるということは、そんなないかもしれませんが、いたずらに増えて、ほかの全体の検査のバランスを欠いたようなことにならないというところが重要だと思っておりますので、今後統合して、試運用のフェーズ2、フェーズ3をやっていく中で、全体のバランスをしっかりと見ていただいてというところの検証は必要かなというふうに考えました。

以上です。

○金子課長 ありがとうございます。

今の点は我々のほうでも、もちろん検証していかなければいけない事項ですが、議論を進めていく中で、事業者側でお気付きの点とか、さっき御指摘あったようなNRCのIPでこうなっているものが抜けている、あるいは余計なものが入っているみたいなことも

あるでしょうし、そもそものリソースのかけ方として、考え方が大きく変わってしまっているのではないかとこのようなことがあれば、ぜひ御指摘をいただければと思います。

○山田部長 ほかにございますか。よろしいですか。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

今日の資料2-2のほうで御提示しているもので、部分的ですということを金子からお伝えをしていますけれども、一部この中でもまだ十分今日御説明を、2-1のほうの資料でお伝えした部分が反映し切れていないものというのがありますので、その点についてはまた次回なり御提示をする中で、今日の2-1での方向性というのを、より具体化をさせていただきたいと思いますので、その点言っていることにずれがあるような資料になっているという部分がありますけど、特にBMの1100とっている設計管理といったところは、大分構成を変えるというか、ほかのガイドからの反映をしたりという部分があるのですが、その部分がまだできていないところがあります。その点御了承いただければと思います。

よろしくお願ひします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

恐らくそういうものは3月25日に大体出していただけているのですが、そのときでも間に合わなさそうなものというのがありますか。試運用の前には大体一通りそろうのでしょうか。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

今のは、フェーズ2に向けてという意味でしょうか。

その点ではフェーズ2に間に合うように3月の次回の会合ですとか、順々に提示をしていきたいと思います。

○山田部長 よろしければ、今日、まだ3のシリーズの資料をお配りしているのですが、これの位置づけについてちょっと。

○金子課長 あと皆様のお手元にお配りをしている資料3-1あるいは3-2、SDPガイド附属書8の概要というのと、そのガイドそのものというのがございます。

今日ちょっと議論はしないのですけれども、まだそもそも御提示をしていなかった残りのものということで、今資料3-1ですと、メンテナンスのリスク評価に関する安全重要度評価ガイドということで、いわゆるSDPのプロセスの、個別の状況に応じた安全重要度の評価のプロセスをお示しするガイドの一つということで、今回お示しをさせていただいております。

ガイドそのものは資料3-2になっておりますけれども、実質的にはまだNRCのガイドを一応日本語でわかるような内容にして、これで行けるかなという感じにしてみたものという熟度なものですから、もうちょっとestablishさせないといけないものになっておりますけれども、まず御覧をいただいて、また次回以降コメントをいただければというふうに思っております。会合でなくても、書面等で御意見等をいただいても、もちろん構いませんので、今日はそういうものとして、一応皆様に御提示をして、これは世の中に対しても

ですけれども、今こういうものを準備しているということで、共有をさせていただいたというものでございますので、すみません、ちょっとまだ中身の熟度が十分ではありませんけれども、位置づけとしてはそういうものとして御覧いただければと思っております。

○山田部長 よろしいでしょうか。

それでは今日御用意をした材料はこれまでということで、全体を通して何か今のタイミングで御発言になりたいことがございましたら、お願いをしたいと思いますけど。

○金子課長 あと試運用のフェーズ2に向けてちょっとだけ補足を。

皆様のお手元に参考資料という形で、試運用フェーズ2についてというのを、パッドの中に入れてさせていただいております。これは各事業者、これは発電所であれ、核燃の関係であれ、フェーズ2に入る前にということで、御説明をさせていただいているときに使っているものでございますけれども、最初のほうは前にワーキングでも共有をさせていただいた試運用フェーズ1でどういうことが見えてきたかというのを少し詳細にお示ししている部分でございます。

フェーズ2では、いわゆる検査からその検査の指摘事項が出てきて、安全重要度評価をやって、その評価の結果をフィードバックするということの全体のプロセスを一応やりますということ、スライドの7ページ目と新たな検査制度の枠組み全体フローというタイトルで書いてあるところの、大きな緑の枠で囲ってあるところをやりますという形でお示しをしております。

その中には、先ほどのSDPのプロセスみたいなものもあるので、SDPのプロセスも最後までやるというんな公開会議というのがありますけれども、そのうちの中心になる評価のところ、それから事業者との関係でのやりとりをするところを中心にやりましょうということ、これを8ページ目に。

それから9ページ目は、そもそもの検査計画の立案から実際に検査を実施して、気付き事項が出て、それからそれに対する安全重要度評価みたいなものを作ってという、全体の流れをそれぞれの主体、これは事業者の皆様、それから規制事務所、それから我々東京にいる原子力規制庁の人間という側で、どういうふうに進めていくかということ、これを模式的にお示ししているものになっております。

説明会で基本的にはそれぞれの方々には御説明をしているので、あえてここで中身を御説明いたしませんけれども、そのような形でやっていきますので、もしここでこういうところはこういう工夫をしてほしいとか、何かお気付きの点があったら言っていただければというふうに思っております。

それから最後のページ、12ページになっておりますけれども、今の説明は、新しい検査制度の運用に向けた試運用ですが、先ほど申し上げたように、各サイトではこれから少し柔軟に試運用をやっていくという形になりますので、保安検査との関係でどういう運用をしていったらいいのかというところが議論になってまいります。

基本的に新しい検査制度の検査ガイドに基づく検査も、相当部分保安検査の対象と、

法令的には重なっている部分が多くなっております。したがってこの4月から、要するに
来年度で行われる保安検査については、試運用で重なる部分については一体的にというか、
両方の検査が一緒に行われて、判定としては現行の保安検査で整理をするものと、試運用
の一環で、試運用の流れの中で整理をするものというふうに作業は分かれますけれども、
実際の検査の作業については、重なっている部分については両方を一緒にやっているとい
う形で運用していきたいというふうに考えてございます。

これについては最終的に原子力規制委員会の委員会のほうで方針を決めていただいて、
年度内に明らかにさせていただく予定ですが、基本的にはそういう方向で考えてお
りますので、これについても御認識をいただければと思っております。ちょっとフェーズ
2に向けての補足でございました。

○山田部長 何か確認したいこと。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申
します。

今のフェーズ2の試運用の件ですけれど、SDPやっていますSERPで例えば意見が食い違っ
たときに、事業者から異議申し立てというのはプロセスに入っているのですが、それも
模擬するような形になるのでしょうか。

○金子課長 SERP自体は私ども規制庁事務方で議論をして、暫定的な評価として例えばも
しカラーコードが白になったり黄色になったりというものがあれば、そういうものをお示
しします。

今見ていただいたスライド参考資料の8ページにありますように、その結果、あるいは
その検討内容については異論があるということ、当事者の方から意見表明していただき
ましたら、その意見を聞くというところも、実際に試運用の中でも対応したいと思ってお
ります。

ただ、この8ページに書いてあります評価結果に対する意見聴取会と書いて、RC、すみ
ませんRegulatory conferenceの略語で書いてありますけれども、これは本来、本格的に
やるときにはオープンな会議でやる、世の中に対してもオープンな場でやることを想定し
ているのですが、あくまでもここはまだ試運用なので、事業者の皆様から意見をど
ういうプロセスで聞いて、どういうやりとりをするかということ、これを模擬するという趣旨が
中心なので、そのような形で行うというよりは、面談の形でやらせていただいて、その記
録だけを概要として残しておくというような、形式上の違いはありますけれども、おっし
やったような意見聴取会については、試運用の中でも必要があれば、事業者の方からこ
ういうことが違うということで、意見の相違の申し立てがあればやっていきたいというふう
に思います。

○山田部長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは今日の議論はこれで終了ということで、またいつものように次回のアナウンス
をお願いします。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

次回は3月25日に25回のワーキングを開催したいと思います。中身は保安規定ですとか保安措置のガイドですとか、こういったところで皆様と議論できればと思っているのが一つ。

二つ目が、フェーズ1のいろいろな課題にありましたけれども、これを反映いたしました検査の実施要領と、共通事項に係るガイドをフェーズ2用に見直ししております。それも簡単にまとめた資料をつくりますので、皆様に提示して、いろんな意見をいただければと思います。

それと、今回皆様に御提示できなかった検査ガイドの残り全てといたしますか、今回設計管理に係る部分も御提示しておりますけれども、統廃合でなくなったり、増えたりするやつもありますけれども、それも含めて全て御提示したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山田部長 それでは本日もたくさんの貴重な御指摘をいただきましてありがとうございました。

それではこれをもちまして、ワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。